

鳥取縣公報

本畫ノ大きさヘ國定規格A4判

昭和二十三年十二月二十七日

號

月曜日

三、縦覽期間
昭和二十四年一月十四日から一月十七日まで四日間

四、異議申立期間

縦覽期間中

五、異議の申立に對する決定

異議申立の日がら二日以内

六、名簿確定期日

昭和二十四年一月二十日

七、名簿登録申請の方法及び期間

昭和二十三年十二月二十八日から昭和二十四年一月六日まで十日間、住所地市町村の選舉管理委員會に文書で申請すること。

二、調製期間

昭和二十四年一月七日から一月十三日まで

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

昭和二十三年十二月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會告示第四十一號
選舉運動等の臨時特例に關する法律(昭和二十三年法律
第百九十六號)第二條により開催すべき立會演說會の豫定の日時及び會場並びに一回の立會演說會において演說とおりである。

昭和二十三年十二月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

立會演說會を開催すべき豫定の日時及會場

第一班

日 時	會 場
一月三日 午後一時	西仙郡手間村手間小學校
同月四日 同 一時	郡大篠津村大篠津小學校
同月五日 同 六時	米子市啓成小學校
同月六日 同 一時	郡智頭町智頭小學校
同月七日 同 一時	氣高郡湖山村湖山小學校
同月八日 同 二時	東伯郡矢送村矢送小學校
同月九日 同 二時	郡八橋町八橋小學校
同月同日 同 六時	郡黑坂町黑坂小學校
同月同日 同 一時	郡赤崎町水樂座
同月同日 同 六時	東伯郡松崎村松崎小學校
同月同日 同 六時	氣高郡湖山村湖山小學校
同月同日 同 六時	東伯郡由良町由良小學校
同月同日 同 六時	郡松崎村松崎小學校

同月同日 同 六時	郡青谷町壽座
同月同日 同 六時	東伯郡松崎村松崎小學校
同月同日 同 六時	郡由良町由良小學校
同月同日 同 二時	郡矢送村矢送小學校
同月同日 同 六時	郡倉吉町成德小學校
同月十一日 同 二時	郡八橋町八橋小學校
同月同日 同 六時	郡赤崎町永樂座
同月十二日 同 一時	西伯郡淀江町淀江小學校
同月同日 同 六時	郡境町境小學校
同月同日 同 六時	郡御來屋町稚鷄飼育場
同月同日 同 二時	郡手間村手間小學校
同月同日 同 一時	日野郡根雨町根雨公會堂
同月同日 同 六時	郡黑坂町黑坂小學校
同月同日 同 六時	米子市啓成小學校

第二班

同月十四日 同 六時	八頭郡若櫻町若櫻小學校
同月十五日 同 一時	郡賀茂村育英小學校
同月同日 同 六時	郡智頭町智頭小學校
同月十六日 同 六時	岩美郡浦富町浦富小學校
同月十七日 同 二時	郡宇倍野村宮ノ下小學校
同月同日 同 六時	鳥取市遷喬小學校

二、一回の演說會において演說することができる議員候補者の數及び演說の時間

議員候補者の數

七人

演說の時間

候補者一人につき三十分以内

昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員總選舉の投票用紙及び最高裁判所裁判官國民審査の投票用紙に押捺すべき印は市町村印とする。

昭和二十三年十二月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會 委員長 上 根 政 幸

鳥取縣選舉管理委員會告示第四十三號

昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員總選舉における選舉運動費用の最高額は次のとおりである。

昭和二十三年十二月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

議員候補者一人につき金八萬貳百壹圓五拾錢

鳥取縣選舉管理委員會告示第四十四號

衆議院議員候補者で經歷公報に氏名・経歴等の掲載を受けようとするものの申請書到達期限は昭和二十四年一月十五日までとする。

昭和二十三年十二月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

鳥取縣選舉管理委員會告示第四十五號

衆議院議員經歷公報の掲載順序のくじを次のとおり行う。

昭和二十三年十二月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

鳥取縣選舉管理委員會告示第十號

昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員總選舉の選舉立會人の互選及びくじは次のように行う。

昭和二十三年十二月二十七日

衆議院議員總選舉鳥取縣選舉區選舉長 太 田 英 雄

一、互選及びくじを行ふ場所 鳥取縣廳

二、同 日 時 昭和二十四年一月二十八日午後一時

00579

國民審査告示第一號
昭和二十四年一月二十三日執行の最高裁判所裁判官國民審査の審査分會の場所及び日時を次のように定める。

昭和二十三年十二月二十七日

鳥取縣最高裁判所裁判官國民審査審査分會長 太田英雄

一、場 所 鳥取縣廳

二、日 時 昭和二十四年一月二十八日午後二時

00578

鳥取縣選舉管理委員會告示第四十三號

二、同 日 時 昭和二十四年一月十一日午前七時
一、くじを行ふ場所 鳥取縣廳

選舉告示第九號

昭和二十四年一月二十三日執行の衆議院議員總選舉の選舉會の場所及び日時を次のよう定める。

昭和二十三年十二月二十七日

衆議院議員總選舉鳥取縣選舉區選舉長 太 田 英 雄

一、場 所 鳥取縣廳

二、日 時 昭和二十四年一月二十一日午前十時